

2016年8月26日

厚生労働大臣 塩崎泰久様

全国労働安全衛生センター連絡会議
議長 平野敏夫

本年3月30日労働安全衛生・労災補償に関する厚労省交渉における
再検討・再回答事項及び関連する追加事項の要望について

本年3月30日、当会の労働安全衛生・労災補償に関する要望書に関して厚労省担当部局と担当者と意見交換を行いました。そのなかで、当会からの要請、質問に対し、厚労省側が再検討のうえ再回答をしていただく事項がございました。

つきましては再回答する事項、それに関連する追加事項も含めて、再度、下記の要請いたします。

宜しくお願いします。

A. 全般的事項

2. 石綿関連文書廃棄問題について

- (1) 誤廃棄した労災補償の調査復命書の復元方法に関して再検討すること。請求人等が保存している文書を提供してもらうなどして復元すること。
- (2) 廃棄した建設工事計画書および建築物解体等作業届の工事名(建物名)および工事場所を確認し、公表したうえで上記廃棄分につき工事を請け負った業者に連絡を取り、再度、当該建設工事計画書および建築物解体等作業届を取り寄せて、文書の復元を行うこと。建築工事、土石採取計画届、建築物(石綿関係)の作業届等は石綿ばく露作業に関する貴重な情報源であることから、提出元の事業者から保存文書を提出してもらうなどして復元すること。

B. 安全衛生について

1. 化学物質のリスクアセスメントについて

- (2) 塗料のかき落とし作業における鉛等有害物のばく露防止対策

平成26年5月30日の基発労安第0530第1号の通達では、「当該塗料の成分を把握すること。」のみを指示し、成分把握の方法の指定がない。そのため事業者が「廃棄物溶出試

験(昭和48年間協調告示第13号4(JISK0102(2008)54.4)を用いたとき、鉛含有がある場合でも基準値未満の判定結果となることがある。労働衛生課は、「厳密な制度分析までは求めていない。調査はしていない」との回答にとどまった。改めて調査、検討したうえで、国が検査方法を明示し、鉛粉じんのばく露防止対策を強化すること。

3. 職場のいじめ・嫌がらせパワーハラスメント対策

- (1)今年度実施が予定されているという職場のパワーハラスメントに関する実態調査において、取引先、利用者や顧客などからの暴力行為及び発言等について調査対象とすること。
- (2)精神障害の労災認定において、「嫌がらせ、いじめ、または暴行をうけたこと」や「上司等とのトラブル」が原因で業務上となった事例を分析して、どのような対策が必要であるのかを提言する報告書をまとめること。

4. 過重労働による健康障害の防止対策

- (1)タイムカード等で職場にいる時間を客観的に記録させておきながら、それとは別に労働時間を自己申告させて確定することは残業時間の改ざんにつながる人が多いので、法律で禁止すること。
- (2)36協定において月80時間を超える時間外労働が可能な特別条項を設定している企業について、報告書を提出させているとのことだったが、過去5年間の年度ごとにその件数と業種別を明らかにすること。報告書の書式があれば書式を、なければ報告を求めている内容、事項を明らかにすること。

C. 労災補償

1. 石綿による疾病の労災認定について

(2) 石綿による疾病の補償・救済対策

中皮腫の被災者の遺族が労災請求したが、事業主証明がもらえない状況で、同僚2名の証明がないことを理由に請求を受理しようとしなかったり(池袋労基署)、中皮腫被災者本人と建設国家賠償裁判の話までして本人が仕事に石綿ばく露したと説明しているにもかかわらず環境再生保全機構に相談するように勧める実態がある。明らかに石綿被害者の労災補償請求を抑制しようとする窓口対応なので、あらためて労基署が速やかに労災請求を受理して調査を進めるよう指導徹底すること。

2. 職業がんの労災について

- (2)国立がん研究センター中央病院の労災指定医療機関にし、職業がんの専門的治療を受けられるようにすること。その後の進捗状況について回答すること。

3. 精神障害の労災認定について

- (1) 毎年厚労省が発表している精神障害の労災請求ないし支給件数の統計において、「業種」(中分類)と「出来事別」のデータをリンク集計して、どのような業種でどのような出来事が原因で労災認定されている事案が多いのか明らかにすること。
- (2) 精神障害の労災補償の認定率が低い愛知労働局や大阪労働局等について「指導している」と回答したが、どこにどのように指導したのか明らかにすること。
- (3) 労災補償状況について次の点を公表すること。

【精神障害の労災補償】

- ① 特別な出来事の出来事別の件数
- ② 決定件数のうち、専門部会で判断したもの、専門医の意見で判断したもの、主治医の意見で判断したものの各件数と支給、不支給件数。
- ③ 平均処理機関、最長及び最短の決定期間を明らかにすること。
- ④ 長時間労働の最長時間を明らかにすること。

【脳・心臓疾患の労災補償】

- ① 平均処理期間、最長及び最短の決定期間を明らかにすること。
- ② 長時間労働の最長時間を明らかにすること。
- ③ 認定基準の「長時間の過重労働」、「異常な出来事への遭遇」、「短時間の過重業務」それぞれの請求件数、決定件数、支給件数について明らかにすること。

13. 石綿工場の元労働者、遺族に対する国家賠償について

- (1) 和解手続きにもかかわらず、裁判所では国側代理人は細かな釈明や立証を原告遺族に求めている。国側代理人はこの石綿訴訟の和解手続きの趣旨を理解せず、いたずらに時間を引き延ばそうとしている。訴訟において3つの要件が確認されれば、速やかに和解手続きを図るよう国側代理人を指導すること。
- (2) 経済産業省(石炭保安室)は平成16年4月の筑豊じん肺訴訟最高裁判決による国家賠償に関して「炭鉱で働いていた方を探しています!!!」というパンフレットを作成し周知に努めているが、厚労省も労働局を通じて国家賠償の対象となる石綿工場の元労働者、遺族を調査し、直接対象者に周知を徹底すること。

14. 海外に派遣される労働者の安全衛生対策について

- (1) 海外に派遣される労働者について、安全衛生問題を理由にそれを拒否する権利およびそのことで不利益取り扱いを受けない権利を労働契約法ないしは労働安全衛生法に明文化すること。
- (2) 海外に派遣される労働者については、特別加入はもちろんのこと、労働者性が明確ではない場合も少なくないので、必ず労災保険以上の生命保険等に加入することを事業主に義務付けること。